資料９

宿泊分野特定技能協議会規約（案）

（名称）

第１条　本協議会の名称は、宿泊分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条　協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

（活動内容）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

一　特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知

二　受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討

三　特定技能所属機関等に対する法令順守の啓発

四　特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）

五　就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

六　地域別の人手不足の状況の把握・分析

七　上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）

八　宿泊分野における生産性の向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発

九　特定技能所属機関及び登録支援機関が構成員であることの証明

十　その他、第２条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

（構成員）

第４条　協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

一　有識者

二　特定技能所属機関

三　登録支援機関

四　宿泊事業者団体

五　試験実施機関

六~~五~~　警察庁

七~~六~~　法務省

八~~七~~　外務省

九~~八~~　厚生労働省

十~~九~~　国土交通省

２　構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

（協議会の招集）

第５条　協議会~~の招集~~は、必要に応じ、事務局が招集することにより、開催する~~事務局が行う~~。

２　前項の場合において、事務局は、構成員のうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる~~協議会は、原則として３月に１回以上開催する~~。

３　協議会は、事務局の判断により、書面による持ち回り等~~その他の簡易な方法~~により開催することができる。ただし、年に１回以上、持ち回り以外の方法で開催することとする。~~ただし、年に１回以上、簡易な方法によらず開催することとする。~~

４　協議会は、事務局が必要~~がある~~と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

５　協議会は、第３条第七号に規定する自粛要請その他事務局が特に必要と認める事項に関して、事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。

（事務局）

第６条　協議会の事務は、国土交通省観光庁参事官（旅行振興）~~観光産業課~~が行う。

（入会、退会等）

第７条　協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関または登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

２　事務局は、前項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。

３　事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。

４　特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

（雑則）

第８条　本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

２　協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第４条第１項第一号に掲げる者を除き行わない。

附　則

この規約は、平成３１年４月１日より施行する。

附　則

この規約の一部改正は、令和４年１２月２１日より施行する。

資料９

附　則

この規約の一部改正は、令和８年●月●日より施行する。